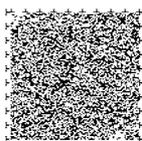


第3章 基本理念・基本目標

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策の体系
- 4 圏域の考え方



1 基本理念

市は、平成28(2016)年3月に「第5次朝霞市総合計画」を策定し、平成28(2016)年度からの10年間の将来像(ビジョン)を「私が暮らし続けたいまち 朝霞」と定め、各政策分野における施策に取り組んでいます。

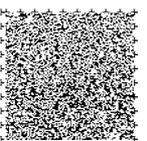
地域福祉計画と地域福祉活動計画とは、いわば車の両輪や鳥の両翼のように、互いに連携しながら地域福祉を推進していくもので、第3期の計画では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようにするため、市民が地域福祉の担い手となって主体的に活動していくことができるよう、市民一人ひとりの支え合いの「心を育み」、「地域でつながる」仕組みを目指して、基本理念を「支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち」と定めていました。

第4期の本計画においても、市民、行政、団体等のすべての主体が、なお一層、この基本理念を意識していくこと、発信していくこと、共有していくことにより、誰もが地域でつながっていくことになり、今後、地域福祉が推進されていくものととらえ、また、国が提唱する「地域共生社会の実現」に向けて、今後展開される施策を想定した場合においても、十分意義を果たせるものと考え、第3期の基本理念を受け継ぐこととします。

《基本理念》

「支え合いの心を育み、

誰もが地域でつながるまち」



2 基本目標

本計画では、基本理念を実現するために、基本目標を「仕組みづくり」、「心づくり」、「地域づくり」の3つに分けて定め、それぞれの施策に取り組んでいきます。

【1】 市民の暮らしを支える仕組みづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、高齢者の福祉、障害のある人の福祉、児童の福祉その他の福祉など、各分野に共通するサービスを横断的に提供できる仕組みづくり、複合的な課題や制度の狭間の問題等に対応するための相談支援の体制づくり、市及び社協における福祉サービスの充実に努めます。

また、認知症対策や虐待防止などの権利擁護についての施策を新たに位置づけ、体制等の充実を進めるとともに、住民が気軽に集まり、活動することができる場の提供に努めます。

さらに、生活困窮者等への支援に向けて、関係機関等と連携しながら、生活保護に至る前の段階で、適切な相談、支援などに取り組めます。

【2】 思いやりと支え合いの心づくり

地域福祉の推進にあたり、分かりやすい福祉サービス情報の提供と、支援に必要な情報の共有に努めます。

学校における福祉教育の充実や地域福祉を学ぶ機会の提供などを通じて、基本的な福祉意識の醸成に努めるとともに、地域活動、ボランティア活動を担う自治会・町内会をはじめとする地域の団体の活性化や人材の発掘・育成に努めます。

また、地域に暮らす高齢者や障害のある人などの支援を必要とする人の把握や見守りが促進されるよう取り組めます。

【3】 安心して暮らしやすい地域づくり

誰もが安全・安心に暮らせるまちを望んでいて、一番関心の高い事項でもあります。

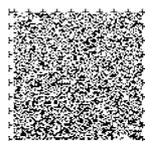
平時から、地域住民同士でつながりを持つことは、今般の地震や風水害等の災害の状況を見ても、安否確認や避難など、とても重要な役割を担います。

災害時に避難行動要支援者が安全に避難できる対策や、防災訓練、防災講演会などを通じて住民の防災力の向上に努めるとともに、犯罪が起きにくくするよう防犯意識の向上や地域の見守り活動などを促進します。

また、誰もが安定した住居を確保し、支障なく外出できるよう支援するとともに、地域で気軽に交流ができるユニバーサルデザインに基づくまちづくりを推進します。

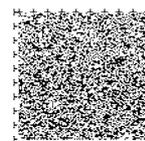
さらに、犯罪や非行をした人が、更生し、地域で暮らしていくための支援を推進するため、再犯防止推進計画を定めます。

なお、外出・移動の支援、住まいの確保等への支援、再犯防止の推進（再犯防止推進計画）については、新たに位置づけたものです。



3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち	【1】 市民の暮らしを支える 仕組みづくり	(1) 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり
		(2) 相談支援体制の充実
		(3) 保健医療・社会福祉サービスの充実 【新規】
		(4) 権利擁護の推進 【新規】
		(5) 生活困窮者等への支援の充実
		(6) 地域住民の交流の促進
	【2】 思いやりと支え合いの 心づくり	(7) 地域福祉に関する理解と参加の促進
		(8) 支え合い・助け合いの気持ちの醸成
		(9) 地域での見守りの充実
		(10) 情報共有・発信の充実
		(11) 地域福祉を支える団体の活性化・人材の育成
	【3】 安心して暮らしやすい 地域づくり	(12) 施設等の整備・充実
		(13) 防災対策の充実
		(14) 防犯対策の充実
		(15) 外出・移動の支援 【新規】
		(16) 住まいの確保等への支援 【新規】
		(17) 再犯防止の推進(再犯防止推進計画) 【新規】



4 圏域の考え方

地域福祉計画策定ガイドラインでは、「各分野の制度の狭間の問題を解決していける地域の実現に向け、「住民に身近な圏域」を定め、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制等の整備が求められています。

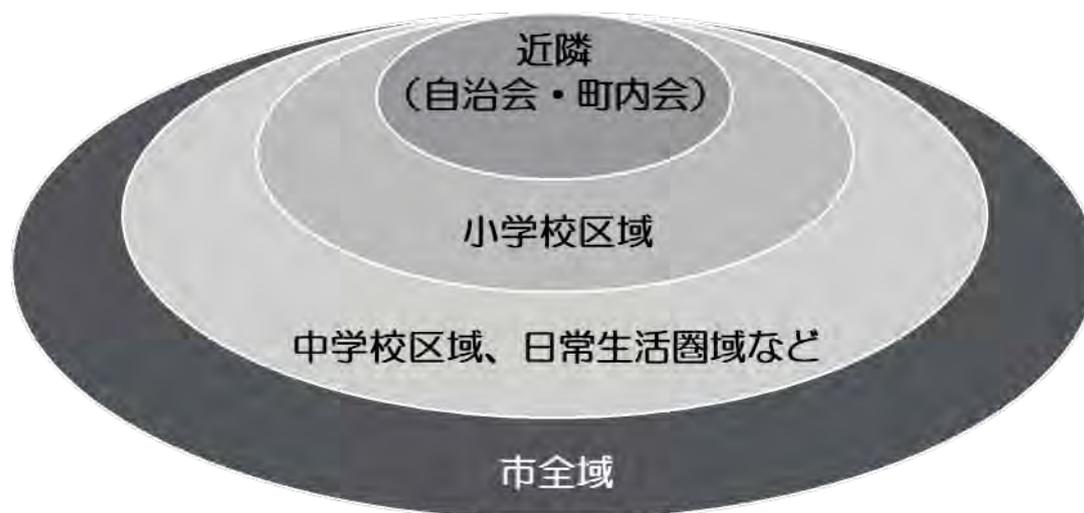
「住民に身近な圏域」とは、「高齢者、障害のある人、子ども・子育て等の各福祉分野で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域との関係を整理し、地域を重層的に捉えていく視点」が必要とされています。

しかし、「住民に身近な圏域」のとらえ方は、人それぞれです。住民の日常生活や、市や社協・関係団体等が実施する事業活動をはじめ、地域コミュニティを構成する人達のあらゆる活動の範囲など多種多様となります。

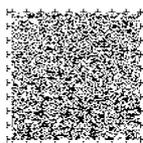
本市の「住民の身近な圏域」としては、日常的に顔を合わせる隣近所で構成する「自治会・町内会」をはじめ、生活環境が似通いコミュニティが形成しやすい「小学校区域」や「中学校区域」、また、地域包括支援センターを核に介護予防のサービス等を提供する「日常生活圏域」、そして行政の区域として定める「市全域」が考えられます。

地域福祉においては、4つの圏域を基本に、それぞれの圏域に見合った多様な活動や取組が活発に行われるとともに、圏域の中や圏域同士の連携によって、柔軟かつ有機的に活動や取組が展開されていくものと考えます。

今後、地域共生社会の実現に向けた、新たな支援体制の機能・役割、体制等を構築する際には、圏域を含めて検討する必要があります。



重層的な圏域(4階層)のイメージ

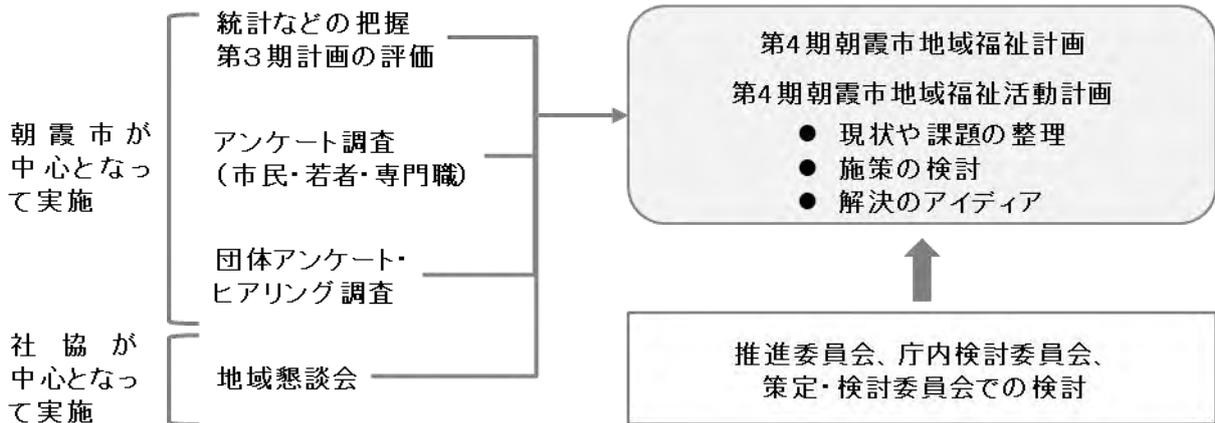


どのように計画は作成したの??

朝霞市では、住民の地域福祉についての関わりや意向などを把握することを目的とした市民アンケート調査をはじめ、市内の若者へのアンケート調査、市内専門職へのアンケート調査、福祉関係団体などへのアンケート調査・ヒアリング調査を実施しました。

社協では、地域の生活課題を把握し、共有化を図るため、市内6か所で実施した「地域懇談会」を通じて、住民の意見や状況などを把握しました。

また、市では、関係部署の部課長で組織する庁内検討委員会を、社協では、職員で組織する策定・検討委員会を設置し、施策の内容などについて検討を行ったうえで、住民や関係機関・団体の代表などで構成する推進委員会において、審議を行いました



(推進委員会の様子)

東洋大学の山本美香教授を委員長とした朝霞市地域福祉計画推進委員会及び朝霞市地域福祉活動計画推進委員会を設置し、地域住民や学識経験者、福祉・保健・医療関係者、民生委員児童委員等を構成員に迎え、計8回の委員会を開催しました。

委員会では計画の進捗状況や内容について、それぞれの立場からご意見をいただき計画に反映しました。

社協内に職員による地域福祉活動計画策定・検討委員会を立ち上げ、活動計画の内容について協議を重ねてきました。

地域懇談会をどのような形式で開催すれば地域住民の方が来てくれるか、開催する場所はどこが良いか等を検討し開催した結果、延べ193人の参加がありました。



(策定・検討委員会の様子)

